

平成20年度上板町人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び上板町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第7号）に基づき，上板町の人事行政の運営等の状況を公表します。

この「上板町人事行政の運営等の状況の公表」は，職員の給与や職員数，勤務条件などを皆さんに公表することにより，人事行政運営の公平性と透明性を高めることを目的としています。

1. 職員の採用・退職の状況

(単位：人)

職 種	H.19.4.1現在 (A)	平成19年度中		平成20年4月1日付			H.20.4.1現在
		退職者数 (B)	採用者数 (C)	派遣出向者数 (D)	人事異動に よる増減 (E)	採用者数 (F)	
一般行政部門	98	4	0	1	2	2	93
特別行政部門(教育)	21	1	0	0	0	0	20
公営事業会計部門	12	1	0	0	2	0	13
合 計	131	6	0	1	0	2	126

特別行政部門(教育)には教育長を含めている。

2. 職員の給与・定員管理等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

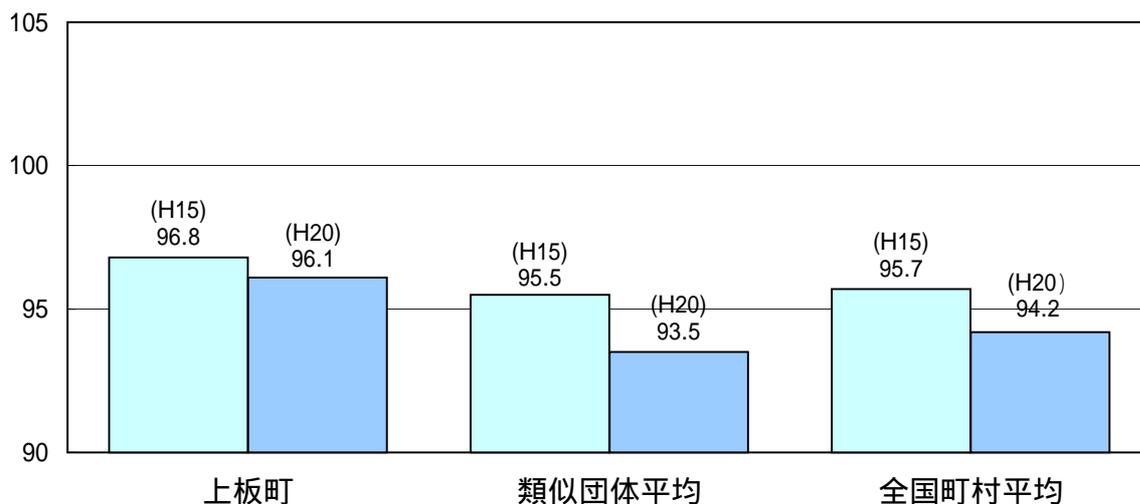
区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	人 13,272	千円 3,989,402	千円 141,253	千円 995,190	% 24.9	% 25.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 118	千円 435,551	千円 42,439	千円 177,124	千円 655,114	千円 5,552	千円 5,868

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額，初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢，平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
上板町	42.8 歳	322,023 円	361,818 円	349,925 円
徳島県	43.8 歳	329,373 円	395,943 円	358,452 円
国	41.1 歳	325,113 円		387,506 円
類似団体	43.0 歳	321,906 円	364,821 円	350,213 円

技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
上板町	8人	51.9歳	338,113円	362,045円	353,988円	-	-	-	-
うち清掃職員	1人	-	-	-	-	廃棄物処理業従業員	43.6歳	299,700円	-
うち校務員	5人	52.4歳	351,640円	358,340円	357,140円	用務員	53.9歳	225,900円	1.59
うちその他	2人	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	276人	44.9歳	305,060円	343,841円	324,757円	-	-	-	-
国	-	48.9歳	284,679円	-	320,623円	-	-	-	-
類似団体	-	49.6歳	278,095円	296,843円	289,238円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
上板町	5,822,653円	-	-
うち清掃職員	-	4,170,000円	-
うち校務員	5,891,534円	3,227,400円	1.83
うちその他	-	-	-

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成17年～19年の3カ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- 4 個人が特定されるものについては記載しない。(2名以下の区分)

幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上板町	33.4 歳	193,938 円	202,404 円
徳島県	46.3 歳	362,361 円	411,477 円
類似団体	42.9 歳	315,032 円	333,344 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(20年4月1日現在)

区 分		上板町	徳島県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	135,600 円	141,900 円	137,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(20年4月1日現在)

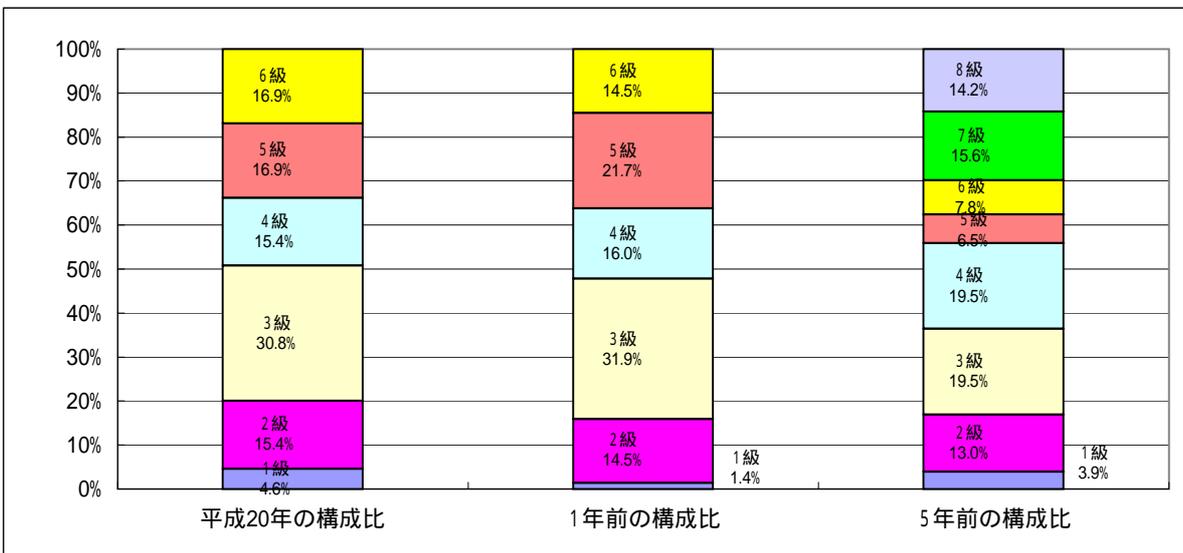
区 分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	高校卒	226,244円	282,364円	306,331円	364,960円
技能労務職	高校卒				288,800円
教育職	短大卒	157,200円			
	高校卒	196,433円		198,200円	292,400円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1 級	主事及び主事補並びにこの相当職	3	4.6
2 級	主事及びこの相当職	10	15.4
3 級	主査及び係長並びにこの相当職	20	30.8
4 級	課長補佐及び主査並びにこの相当職	10	15.4
5 級	主幹及び課長補佐並びにこの相当職	11	16.9
6 級	理事及び課長並びにこの相当職	11	16.9

- (注) 1 上板町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度が確立していないため、全職員一律で昇給させている。(ただし、勤務日数が少ない職員は除く。)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上板町	徳島県	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,513 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,886 千円	
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 23~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度が確立していないため、全職員一律の支給(1.50/100)を行っている。(ただし、勤務日数の少ない職員は除く。)

(2) 退職手当(20年4月1日現在)

上板町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	2~30%加算	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	2~20%加算
1人当たり平均支給額	3,465 千円	23,904 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	6,886 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	113 千円
支給実績(18年度決算)	3,756 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	58 千円

(4) 調整手当 (20年4月1日現在)

支給対象職員	保育士及び幼稚園教諭
支給率	給料月額2%
支給実績(平成19年度決算)	2,121,768円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	68,444円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)	25.0%

(5) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給月額	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・その他(原則) 6,500円	同じ		14,452 千円	244,957 円
住居手当	自己所有の家に居住するか、借家等に居住し、家賃を支払っている職員に支給 ・持家居住者 2,500円 (ただし、新築又は購入した日から起算して5年を経過するまでの期間) ・借家居住者 家賃23,000円以下...家賃額 - 12,000円 23,000円を超え55,000円未満... (家賃額-23,000円) × 1/2 + 11,000円 家賃55,000円以上...27,000円	同じ		3,423 千円	201,349 円
通勤手当	通勤距離(片道)が2km以上の職員に支給 ・2km以上5km未満 2,000円 ・5km以上10km未満 4,100円 ・10km以上15km未満 6,500円 ・15km以上20km未満 8,900円 ・20km以上25km未満 11,300円 ・25km以上30km未満 13,700円 ・30km以上35km未満 16,100円 ・35km以上40km未満 18,500円 ・40km以上45km未満 20,900円 ・45km以上50km未満 21,800円 ・50km以上55km未満 22,700円 ・55km以上60km未満 23,600円 ・60km以上 24,500円	同じ		3,486 千円	40,067 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給 ・理事 49,500円 ・課長・局長・室長 45,000円 ・保育所長 32,600円 ・主幹 28,600円			12,778 千円	412,192 円

5 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	738,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 896,000 円 / 480,000 円
	副 町 長	590,400 円	689,000 円 / 467,200 円
報 酬	議 長	299,000 円	408,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	249,200 円	340,000 円 / 176,000 円
	議 員	199,300 円	320,000 円 / 155,000 円
期 末 手 当	町 長	(19年度支給割合)	
	副 町 長	3.3 月分	
退 職 手 当	議 長	(19年度支給割合)	
	副 議 長	3.3 月分	
	議 員		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	738,000円 × 在職月数 × 43.50/100	1,541万円 任期毎
	備 考	590,400円 × 在職月数 × 25.75/100	730万円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
給料月額について、平成20年7月から平成21年3月までの間、町長 590,400円(20%減)、副町長 531,360円(10%減)とし、減額措置を行った。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

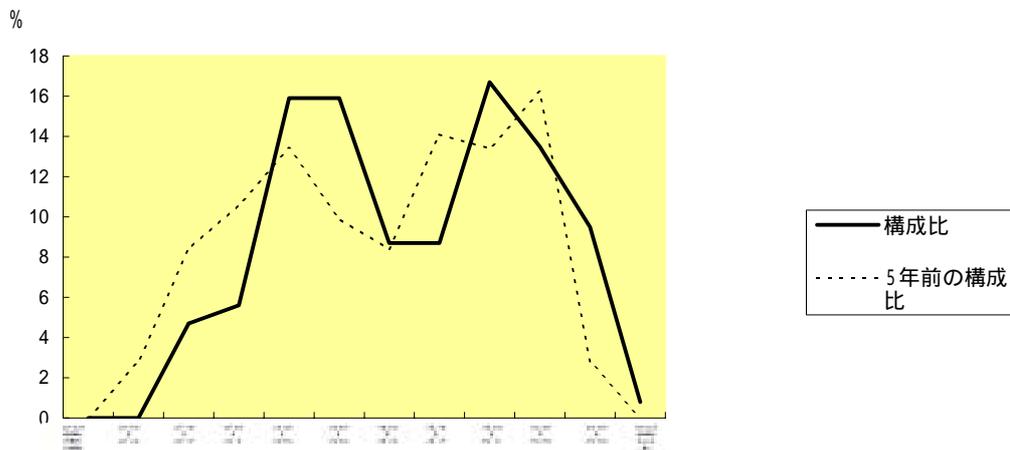
(各年4月1日現在)

区分 部門		職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
普通会計部門	議会	2	2	0	育休職員の復職による戸籍業務職員の重複配置の解消 育休取得見込による一時的重複配置
	総務	18	17	-1	
	税務	12	13	1	
	農林	7	7	0	
一般行政部門	土木	10	8	-2	土木事業減少による業務量減
	民生	36	33	-3	退職不補充, 後期高齢者医療制度本格施行に伴う部門間異動(民生部門 其他部門)
	衛生	13	13	0	
	小計	98	93	-5	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.05 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 80.54 人)
	教育部門	21	20	-1	退職不補充
	小計	119	113	-6	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.12 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 103.09 人)
公営計 企業業 等	水道	6	6	0	後期高齢者医療制度本格施行に伴う部門間異動(民生部門 其他部門)
	その他	6	7	1	
	小計	12	13	1	
合計		131 [138]	126 [138]	-5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.91 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長含む)である。

2 []内は, 条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(20年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	23歳	24歳	27歳	28歳	31歳	32歳	35歳	36歳	39歳	40歳	43歳	44歳	47歳	48歳	51歳	52歳	55歳	56歳	59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	6	7	20	20	11	11	21	17	12	1	126									

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 135	人 128	人 7	% 5.2

(参考)集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	5.2%の純減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

部門	区分	17年	18年	19年	20年	17年～21年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	
一般行政	職員数	103人	102人	98人	93人		96人
	増減		-1	-4	-5	-10(142.9%)	
教育	職員数	20人	20人	21人	20人		20人
	増減		0	1	-1	0(0%)	
公営企業 等会計	職員数	12人	12人	12人	13人		12人
	増減		0	0	1	1(0%)	
計	職員数	135人	134人	131人	126人		128人
	増減		-1	-3	-5	-9(128.6%)	

(注)1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 %は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

水道事業

(1) 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 204,346	千円 18,638	千円 35,836	% 17.5	% 16.8

区 分	職員数 人	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	
19年度	6	23,239	2,791	9,806	35,836	5,973

(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
6,874

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(20年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
上 板 町	43.0 歳	343,342 円	497,722 円
団体平均	45.5 歳	374,552 円	571,242 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(3) 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

上板町	一般行政職
1人当たり平均支給額(19年度) 1,634 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,513 千円
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等に係る加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等に係る加算措置 役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

退職手当(20年4月1日現在)

上板町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~30%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~30%	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	3,465 千円	23,904 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

時間外勤務手当

支 給 実 績 (19 年 度 決 算)	118 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	24 千円
支 給 実 績 (18 年 度 決 算)	288 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	72 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

その他の手当（20年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給月額	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・その他(原則) 6,500円	同じ		1,482 千円	247,000 円
住居手当	自己所有の家に居住するか、借家等に居住し、家賃を支払っている職員に支給 ・持家居住者 2,500円 (ただし、新築又は購入した日から起算して5年を経過するまでの期間) ・借家居住者 家賃23,000円以下...家賃額 - 12,000円 23,000円を超え55,000円未満... (家賃額-23,000円) × 1/2 + 11,000円 家賃55,000円以上...27,000円	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	通勤距離(片道)が2km以上の職員に支給 ・2km以上5km未満 2,000円 ・5km以上10km未満 4,100円 ・10km以上15km未満 6,500円 ・15km以上20km未満 8,900円 ・20km以上25km未満 11,300円 ・25km以上30km未満 13,700円 ・30km以上35km未満 16,100円 ・35km以上40km未満 18,500円 ・40km以上45km未満 20,900円 ・45km以上50km未満 21,800円 ・50km以上55km未満 22,700円 ・55km以上60km未満 23,600円 ・60km以上 24,500円	同じ		127 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給 ・理事 49,500円 ・課長・局長・室長 45,000円 ・保育所長 32,600円 ・主幹 28,600円	同じ		883 千円	441,600 円

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3)を参照

3 . 職員の勤務時間,その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (平成20年4月1日現在)

1日の勤務時間	1週間の勤務時間	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
8時間	40時間	8:30	17:15	12:15~13:00	12:00~12:15 15:00~15:15	土・日曜日

(2) 年次有給休暇の状況について (平成19年)

制度の概要	1人当たり平均付与日数	1人当たり平均取得日数
一年につき20日付与 <small>20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰越可能(最大40日)</small>	39.3日	13.0日

(3) その他の休暇制度の取得状況 (平成19年)

休暇の種類		休暇の内容	取得実績 (件)
有給	病気休暇	・公務上の負傷または疾病...必要と認められる期間 ・結核性疾患...1年を超えない範囲内で必要と認められる期間 ・その他上記以外の負傷または疾病...3月を超えない範囲内の期間	15
	選挙権, 権利行使	必要と認められる期間	0
	承認, 鑑定人, 参考人	必要と認められる期間	0
	骨髄液の提供	必要と認められる期間	0
	結 婚	最大5日間付与	0
	出産前	出産予定日前6週間	1
	出産後	出産の日後8週間	1
	生児保育	1歳未満の子を養育する職員について, 1日2回, 1回30分	0
	妊娠中交通混雑	勤務時間の始め又は終わりにおいて, 1日につき1時間を超えない範囲内	0
	保健指導, 健康診査	母子保健法に規定する保健指導, 健康診査を受ける場合に, 必要と認められる期間	6
	妻の出産	最大2日間付与	2
	生 理	生理に伴う身体の異常により, 勤務が困難な職員に対し, 最大3日間付与	22
	子の看護	1年につき最大5日間付与 (小学校就学前の子を看護する場合に限る)	19
	忌 引	続柄及び死亡時の生計関係により, 1 ~ 10日以内の日数の範囲内	18
	祭 日	父母, 配偶者又は子の祭日に際し, 最大2日間付与	2
	夏季休暇	7 ~ 9月の期間内に最大3日間付与	1人平均 2.9日
	交通機関の事故	必要と認められる期間	0
	リフレッシュ休暇	新たに職員となった年から5年目, 15年目, 25年目, 35年目の職員に連続3日間, 10年目, 20年目, 30年目, 40年目の職員に連続5日間	35
無給	介護休暇	連続する6月の範囲内	0

(4) 育児休業の状況(平成19年度)

(単位:人)

区 分	平成19年度に新たに取得可能となった職員			前年度からの継続者	
	育児休業 対象者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男 性	3	0	0	0	0
女 性	1	1	0	1	0
計	4	1	0	1	0

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成19年度）

（1）分限処分者数

（単位：人）

処 分 事 由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績の不良	第28条第1項第1号	0	0	0	0	0
心身の故障	第28条第1項第2号・ 第2項第1号	0	0	2	0	2
適格性の欠除	第28条第1項第3号	0	0	0	0	0
廃職過員	第28条第1項第4号	0	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	第28条第2項第2号	0	0	0	0	0
欠格条項該当	第28条第4項	0	0	0	0	0
計		0	0	2	0	2

（2）懲戒処分者数

（単位：人）

処 分 事 由	地方公務員法	免職	停職	減給	戒告	計
法令違反	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は職務怠慢	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
非行行為	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

5. 職務のサービスの状況

営利企業等従事許可申請の状況(平成19年度)

申請なし

6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況(平成19年度)

研修区分	研修内容	期間	人数(人)	場 所
一般研修	市町村新規採用職員研修	9日	2	徳島県自治研修センター
	市町村係長級研修	3日	3	徳島県自治研修センター
	市町村吏員研修	3日	5	徳島県自治研修センター
実務研修	市町村土木関係職員研修	2日	3	徳島県自治研修センター
	市町村政策研究講座	2日	1	徳島県自治研修センター
	市町村防災対策研修	1日	2	徳島県自治研修センター
派遣研修	県実務研修	1年	1	徳島県県民環境部 地域振興局市町村課

(2) 勤務成績の評定の概要(平成19年度)

実施なし

7. 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (平成19年度)

区 分	受診者数(人)
基本健康診査	119
結核・肺ガン検診	107
胃ガン検診	14
大腸ガン検診	31
眼底検査	93

(2) 福利厚生の状況

事業団体	内 容
徳島県市町村職員共済組合 公立学校共済組合	短期給付及び長期給付等に関する事業を行っている。(民間事業者に例えると、健康保険及び厚生年金等に相当する。)
徳島県市町村職員互助会 徳島県教職員互助組合	共済組合事業を補完するものとして、給付事業(結婚祝金・出産祝金等)、厚生事業(ライフプランセミナー等)、助成事業(人間ドック・脳ドック等)、貸付事業(住宅貸付等)を行っている。

(3) 福利厚生事業に係る負担状況 (平成19年度)

共済組合への負担金	徳島県市町村職員共済組合	98,991	千円
	公立学校共済組合	9,030	千円
互助会への負担金	徳島県市町村職員互助会	1,374	千円
	徳島県教職員互助組合	0	千円

(4) 公務災害補償の状況 (平成19年度)

・ 公務災害

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	2	2	0	0	0

・ 通勤災害

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	0	0	0	0	0

(5) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成19年度)

該当なし

(6) 不利益処分に関する不服申立ての状況 (平成19年度)

該当なし